第４号様式（第７条第１項関係）

年　　　月　　　日

八王子市長　殿

申請者　住所又は所在地

氏名又は法人名

及び代表者氏名

誓約書

　私は、八王子市空き店舗改修費補助金の交付申請をするにあたり、八王子市空き店舗改修費　補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の内容を確認し、次の事項について誓約します。

（□に✓を記入してください。）

　私は、要綱第３条（補助対象者）の規定に違反していません。

　私の行う業務は、要綱第４条（補助事業）の規定に違反していません。

　私は、要綱第９条第２項の規定に基づき、交付決定通知書を受領するまでは、補助事業のうち補助対象経費にかかる工事を開始しません。

　私は、要綱第11条第１項の規定に基づき、工事の内容を変更又は中止若しくは廃止するときは、あらかじめ報告し、必要な場合は補助事業変更等承認申請書を提出します。

　私は、要綱第12条の規定に基づき、交付決定日から起算して３年が経過する日の属する会計年度の末日までに、営業内容の変更又は営業の中止若しくは廃止をするときは、あらかじめ報告し、営業内容等変更届出書を提出します。

　私は、要綱第13条の規定に基づき、工事完了後１か月以内又は３月31日のいずれか早い期日までに補助事業実績報告書を提出します。

　私は、要綱第16条第１項の規定に該当する場合は、交付決定の取消しを受けても異議ありません。

　私は、要綱第17条第１項の規定により補助金の返還命令を受けた場合は、命令に従い、補助金を返還します。

　私は、要綱第18条の規定に基づき、工事完了後３年間の年度の業務内容について、毎年度、業務等実施状況報告書を提出します。

　私は、要綱第19条の規定に基づき、八王子商工会議所及び商店街組織に加入し、商店街組織等が実施する事業に積極的に協力するなど、中心市街地の活性化に努めます。

【参考】

八王子市空き店舗改修費補助金交付要綱（抜粋）

（交付決定の取消し）

第16条　市長は、補助事業者が規則第15条に規定する事由のほか、次の各号のいずれかに　該当する場合は、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）第11条第１項の補助事業変更等承認申請又は第12条の営業内容等変更届出を行った場合で、市長が必要と認めるとき。

（２）前号のほか本要綱に違反したとき。

補助金等の交付の手続等に関する規則（抜粋）

（交付決定の取消し）

第15条　市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付　　決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

（２）補助金等を他の用途に使用したとき。

（３）補助金等の交付の決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

（４）前３号のほか、この規則及び他の法令に違反したとき。